

広島県告示第六百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十八年十一月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年十一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道吉舎油木線	神石郡神石高原町字上六〇三〇番一地从から 神石郡神石高原町字上小島二六二番二地先まで	平成二八年十一月二日 午前一〇時